

【Ⅲ法規】 表11 「用途制限」の出題法文一覧表

※法文の適用法令年月日(平成28年11月28日)：頁数は、「平成29年版 建築関係法令集 法令編 (発行株総合資格)」の掲載頁を示す。

法文	頁	見出し	出題年度⇒ 問題番号⇒	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計 問	率 %	出題問題の傾向分析(ここは過去問の活用に該当するので会員講座のみでの公開)		
				13	13	13	13	13	12	13	12	16	14	12	15	15	16	15	15	15	14	17	17				17	
① 法別表2(い)項	122	第一種低層住居専用地域		1			3	3			1		1	1	1			1			1,2		1	11	12.0			
法別表2(ろ)項	122	第二種低層住居専用地域				4				1				2				1	1	1			1	7	7.6			
法別表2(は)項	122	第一種中高層住居専用地域			5	3		4	1			1		3									2	7	7.6			
法別表2(に)項	122	第二種中高層住居専用地域			3		1				2	2											2	5	5.4			
法別表2(ほ)項	122	第一種住居地域			1		5	2	4	2		3	2				1	2	2		2	3		12	13.0			
法別表2(へ)項	122	第二種住居地域		2		2			3						2									4	4.3			
法別表2(と)項	122	準住居地域		3					2									3	2					4	4.3			
法別表2(ち)項	123	近隣商業地域			4	5					3	4	3				2						3	7	7.6			
法別表2(り)項	123	商業地域		4					5	3			4		3	3			3			3		8	8.7			
法別表2(め)項	124	準工業地域						1		4				4				3		3			4	6	6.5			
法別表2(る)項	125	工業地域		5	2		4	5			4	5	5		4		4		4		4	4		12	13.0			
法別表2(を)項	125	工業専用地域				1	2			5	5			5		4		4		4				8	8.7			
法別表2(わ)項	125	用途地域の指定のない区域													5									1	1.1			
【別表と関連法文(参考法文)】																												
② 令130条の2の3		卸売市場等の用途に供する特殊建築物						(4)						(5)														
令130条の3		第一種低層住居内に建築できる兼用住宅	(1)								(1)			(1)										(1)				
令130条の4		第一種低層住居内に建築できる公益上必要な建物					(3)			(1)		(1)	(1)					(1)					(2)	(1)				
令130条の5		第一種・第二種低層住居内に建築できない附属建物															(1)											
令130条の5の2		第二種低層住居内に建築できる店舗、飲食店				(4)													(1)									
令130条の5の3		第一種中高層住居内に建築できる店舗、飲食店												(3)														
令130条の5の4		第一種中高層住居内に建築できる公益上必要な建物			(5)				(1)		(1)													(2)				
令130条の6		第二種中高層住居内に建築できる工場																										
令130条の6の2		第二種中高層住居内に建築できない運動施設									(5)																	
令130条の7の2		第一種住居内に建築できる大規模な建物								(2)							(2)			(2)								
令130条の8		第二種住居内に建築できる付属自動車庫																					(3)					
令130条の8の2		第二種住居内に建築できない店舗等用途																		(4)								
令130条の9		商業地域での火薬貯蔵	(4)						(5)			(4)			(3)	(3)												
令130条の9の4		準工業地域内で営める特殊方法事業								(4)			(4)							(3)								
令130条の9の5		準工業地域内で営める可燃性ガス製造																										
合計																												
																							92	100.0				

この「出題問題の傾向分析」は、その法文で出題されている「過去問」について、  
 代表的なものを抜粋して長文は可能な限り短文に変更する等により、取りまとめた  
 ものである。  
 文面は、過去問を参考にしていることから、(公財)建築技術教育普及センターとの  
 過去問の使用許諾条件により、「会員講座」のみでの公開としている(会員講座の  
 「出題法文一覧表」は、この出題問題の傾向分析も記載あり)。

注)表中の数字は選択肢問題の番号(代表1法文)、計は出題法文の合計数、率は合計数の比率である。出題問題の傾向分析は問題のポイント解説である(重要一部分の解説)。表の色分けは出題確率の高い法文である。表の一番左①、②、③は法令集の法文を数秒で引く方法のインデックスを貼る法文である。